

## 改正貸金業法、 あなたはどこまで知っている？

専業主婦（夫）の方は、  
配偶者の同意が必要に



ふう〜  
おじいちゃん…

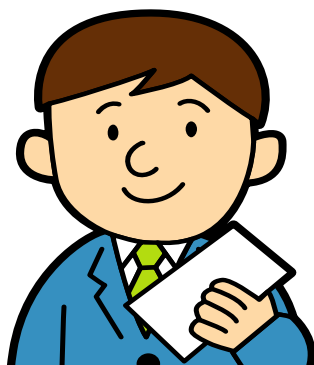
お借入総額が、年収の  
1/3までに



えっ

一定以上のお借入では、  
年収の証明が必要に

場合によっては



書類を提出する

くれぐれも  
**ヤミ金**には、  
ご注意を！

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談ください。

**札幌市消費者センター(728-2121)**でも、  
ご相談を受け付けています。